

事業名：国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業

令和5年9月29日に公表した入札説明書等に対する
質問回答書

令和5年10月20日

国土交通省 四国地方整備局

国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業 入札説明書等に対する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
1	入札説明書	2	3	(4)	②	イ	工事業務	「a 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」と記載がありますが、要求水準書P3 7(3)に記載される復旧対象施設に植樹帯が記載されていませんが、撤去した植樹帯箇所については舗装復旧との理解で宜しいでしょうか。また、既存の高木、低木等植栽については記載がありませんが、整備に支障となる場合はすべて撤去とし、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。また、撤去した植栽については工事現場発生品として高知国道維持出張所資材置き場に運搬することで問題ないでしょうか。	植樹帯及び植栽等の撤去・復旧については、契約締結後指示しますので、詳細設計において設計してください。撤去した植栽等の搬出場所については、契約締結後指示します。なお、変更に係る費用については、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
2	入札説明書	3	3	(7)	①	-	事業期間	「本事業の事業期間は、四国地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日から令和35年3月末までの期間(約30年間)とする。」とありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、引渡予定日が仮に1年前倒しされた場合は、維持管理期間が延伸されるとの理解ですが、延伸した維持管理期間に事業者が負担した費用については、維持管理費として全23回の支払いに加算されるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、引渡予定日(令和12年3月31日)以前の施設引渡しは想定していません。
3	入札説明書	4	3	(9)	-	-	賃上げ加算措置	「本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点または減点を行う事業である」とありますが、構成企業のうち1社のみが表明している場合等にも一定の加点は、あるのでしょうか。	「入札説明書」の15. 落札者の決定方法等 (3) ④ イ b ア)に記載の通り、応募グループが加点を受ける場合には各構成員による表明が必要です。全構成員から表明がない場合は、加点しません。
4	入札説明書	9	4	(4)	②	-	工事企業の参加資格要件	「平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了し、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること」と記載されていますが、国又は地方公共団体から委託され、受託した同種工事も施工した実績で良いとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、尚書きにご留意ください。
5	入札説明書	9	4	(4)	③	-	工事企業の参加資格要件	「次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)を配置出来る」と記載されていますが、工事業務を実施する企業が、設計業務の試験調査を実施する場合は、工事業務外のため資格要件は適用外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	9	4	(4)	③	-	工事企業の参加資格要件	配置予定技術者は、競争参加資格確認申請時に配置予定技術者を複数名申請し、その中から選出することは可能でしょうか。	ご理解の通りです。ただし、資格要件を満たしていない技術者は、契約後配置できません。
7	入札説明書	10	4	(4)	③	イ	工事企業の参加資格要件	「平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有する者であること」と記載されていますが、工事期間すべてを通して従事していなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、従事期間が工事期間全体でない場合は、管路工(管路部)及びプレキャストボックス工(特殊部)の施工を行った実績を有することとし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録している実績データ(工事内容及び同種性が確認できる実績データ)若しくは契約図書等の写しで施工したことが確認できる資料を提出してください。
8	入札説明書	11	4	(5)	②	-	工事監理企業の参加資格要件	「平成20年4月1日以降に下記の条件を満足する同種工事の工事監督を支援、または自ら工事監督を行った実績を有すること。」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。 または、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事の工事監理業務も「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
9	入札説明書	11	4	(6)	③	-	維持管理企業の参加資格要件	「平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。」とありますが、道路舗装の路面変状調査も本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	実績とは見なしません。
10	入札説明書	11	4	(6)	③	-	維持管理企業の参加資格要件	「平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。」とありますが、情報BOX補修工事も本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。なお、上記工事についてコリンズ登録の入札参加資格区分は「維持修繕工事」で工種は「コンクリート構造物工」です。	実績とは見なしません。
11	入札説明書	13	6	(3)	③	-	見積書の提出	「電子メールにて提出した後、提出者の記名・代表者印を押印した見積書を持参、郵送または託送により提出すること」とありますが、提出者の記名・代表者印を押印した見積書の提出期限はいつまでなのか期限をご教示願います。	令和5年10月30日必着とします。
12	入札説明書	20	15	(3)	④	イ	落札者の選定方法	b ア)「なお、応募グループが加点を受けるには各構成員による表明が必要」とありますが、構成企業のうち1社のみが表明している場合等にも一定の加点は、あるのでしょうか。	質問No.3の回答のとおりです。
13	入札説明書	24	19	(1)	-	-	貸与資料	貸与資料について「令和元年度 土佐管内地下埋設物調査(その1)業務報告書」「令和元年度 土佐管内地下埋設物調査(その2)業務報告書」と記載がありますが、この資料は実施に関する方針(案)で提示していただいた資料と同一でしょうか。	ご理解のとおりです。
14	事業契約書(案)	12	第2章	第23条	4	-	事業費の確定	「数量の増減が著しく工事費合意書の記載事項に影響があると認められる場合」との記載について、数量の増減が著しいとはどの程度を想定しているか、ご教示願います。	数量が大幅に変動する場合を想定しています。具体的には、四国地方整備局と協議して決定します。
15	事業契約書(案)	19	第2章	第40条	-	-	関係者協議会の設置	「発注者及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うことを目的とし、発注者及び事業者その他の本事業の関係者(発注者及び事業者がその参加が必要と判断する者を含む)により構成する関係者等協議会を設置する」と記載されていますが、発注者が参加を必要と判断する者として、各占用者以外にどういった者を考えているのでしょうか。	各占用者以外には、高知県及び高知市を想定しています。
16	事業契約書(案)	31	第7章	第76条	-	-	施設整備費の支払	令和12年3月31日に施設の引渡し予定になっているが支払いについて、「初回は令和13年4月30日とする」と記載されており、支払いまでに1年1ヶ月期間が空くことになるがその理由をご教授願います。	施設整備費に関する割賦手数料の計算期間を各支払期(4月1日)から期末(3月31日)までとしているため、令和13年4月30日までとしています。
17	事業契約書(案)	31	第7章	第76条	-	-	施設整備費の支払	令和12年3月31日に施設の引渡し予定になっているが、支払いについて「初回は令和13年4月30日とする」と記載されています。施設整備費の請求日としては令和13年3月31日の理解でよろしいでしょうか。	令和13年3月31日に限りませんが、割賦手数料の計算期間が満了した日(令和13年3月31日)以降に支払います。なお、「(添付6)事業費の算定及び支払い方法」の第2.2. 支払方法の基本的事項に記載の「事業者からの請求を適法に受理した後30日以内」の文言を削除します。
18	要求水準書	1	第1	5	③	-	事業対象施設	道路照明が整備対象となっていますが、照明を途切れさせないようにするため、旧照明柱の撤去時期は新照明柱に入線後(維持管理期間)になると思われます。その場合の撤去費用については、維持管理業務内での設計変更対応との理解でよろしいでしょうか。	本事業の詳細設計後、旧照明柱の撤去時期は四国地方整備局と協議し、別途撤去費用については変更対応とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
19	要求水準書	3	第1	7	(3)	-	解体撤去・復旧・移設対象施設	当該項目に情報ボックスや上下水道・ガスなど移設対象施設の記載がありませんが、移設補償費支払いが必要になる工事は本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	移設が発生する場合は本事業に含みます。
20	要求水準書	3	第1	7	(3)	-	解体撤去・復旧・移設対象施設	県警設備である信号・感知器、管路の移設が発生した場合も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	公安委員会管理の施設が支障となる場合は、管理する警察署と協議の上、取扱いを決定することとします。
21	要求水準書	3	第1	7	(3)	1)	解体撤去・復旧・移設対象施設	解体撤去対象施設の中に、「照明、電柱・電線」の記載がありますが、本事業の工事業務内に含むとの理解でよろしいでしょうか。もし含まれる場合は維持管理業務内で対応との理解でよろしいでしょうか。	国管理の「照明、電柱・電線」については工事業務内に含み、時期については質問No.18の回答のとおりです。なお、占用事業者の電柱・電線については、各占用事業者にて解体撤去を行うため、工事業務内には含みません。
22	要求水準書	3	第1	7	(3)	-	解体撤去・復旧・移設対象施設	解体撤去対象施設(官地部分のみ)及び対象復旧施設に植栽が記載されておられません、植栽については設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	質問No.1の回答のとおりです。
23	要求水準書	4	第1	11	-	-	適用基準	事業中の基準等の改定に伴う適用の可否は、事業工程を考慮し、協議により決定することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	5	第1	13	-	-	関係機関協議会の設置	協議会の開催は、対面、web会議を適宜使い分けることによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	11	第2	1	(6)	-	テクリス登録	本PFI事業のテクリス登録は可能でしょうか。	PFI事業のため、テクリス登録はできません。
26	要求水準書	12	第2	1	(7)	7)	路線の重要度、要求性能	対象となる道路土工構造物や範囲は指示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	現在対象となる道路土工構造物は想定していません。
27	要求水準書	15	第2	2	(3)	-	試掘調査	試掘調査が「設計業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	可とします。
28	要求水準書	15	第2	2	(3)	-	試掘調査	「当初、類似歩掛で算定しているため、調査時に歩掛調査を行うものとする。」と記載されていますが、歩掛調査後に実態に合わせて歩掛変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
29	要求水準書	15	第2	3	(2)	2)	設計条件の整理	「景観整備における植樹の形態、街路灯の計画、舗装の形式」とありますが、本事業に景観設計が含まれていると理解してよろしいでしょうか。また、景観整備について、国道事務所等の方針があればご教示願います。	景観設計は含まれません。
30	要求水準書	15	第2	3	(2)	2)	設計条件の整理	「道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入り口、盤下げ、道路排水の変更等の事項」に関して、道路の将来計画とありますが、本事業内で拡幅等の道路設計を含めて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、想定している道路計画はありません。
31	要求水準書	15	第2	3	(2)	-	設計条件の整理	現時点で予定される将来の道路計画をご教授願いたい。	質問No.30の回答のとおりです。
32	要求水準書	15	第2	2	(3)	-	試掘調査	試掘調査の計画は設計企業、試掘は工事会社とすることは可能という理解でよろしいでしょうか。	質問No.27の回答のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
33	要求水準書	16	第2	3	(3)	-	BIM/CIM活用業務	BIM/CIMガイドライン含め、電線共同溝に関する活用の記載がなく、3Dモデル作成の詳細仕様も未策定と思われますが、仕様面含めて実施計画書の中で事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	18	第2	3	(4)	3)⑥	その他設計	b)照明灯基礎設計の3型式が細分化される場合は各ケースの類似等で設計変更対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
35	要求水準書	19	第2	3	(4)	3)⑦	仮設構造物設計	b)仮設照明設計が必要となる場合は設計変更対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	仮設照明設計については、当初設計に計上しています。
36	要求水準書	19	第2	3	(4)	3)⑦	仮設構造物設計	b)仮設照明に必要となる契約、電気代は工事費には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	19	第2	3	(4)	3)⑩	照査技術者	⑩照査技術者に必要となる要件をご教授願いたい。(資格、同種の保有等)	特に資格等の定めはありません。
38	要求水準書	19	第2	4	(3)	-	地元説明会	隣接工区で説明会を実施されている場合は参加人数や会場規模等をご教授願いたい。	実施していません。
39	要求水準書	20	第2	4	(3)	1)	関係機関協議資料作成	パース作成について、CG,手書き等の条件はありますでしょうか。	特段の条件はありません。
40	要求水準書	20	第2	4	(5)	-	家屋調査等	上下水道、ガス等の移設が必要となった場合は、本事業にて家屋調査を実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、上下水道、ガス等の移設工事で家屋補修が発生した場合の補償費は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	水道、ガス等の移設工事は占有者が実施するため、当該工事に関する家屋調査及び補償費は、本事業には含みません。
41	要求水準書	21	第2	4	(8)	-	計画調整	必要に応じて国道事務所の同席を求めることは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	31	第3	1	(8)	-	BIM/CIM適用工事について	BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要があると思われますが、BIM/CIM実施計画書の提出とあわせて事業者が見積書の提出を行い、現況測量内容についても変更対応になるとの理解でよろしいでしょうか。	四国地方製整備局との協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
43	要求水準書	34	第3	1	(10)	1)	工程計画おける特記事項	① 要求水準書(案)では「準備期間:90日間」と記載されていたが、要求水準書では「準備期間:0日間」と記載されています。0日間に変更となった理由をご教授ください。	本事業の準備期間はPFI事業の特性を踏まえ、設計付発注工事と同様に0日間としています。
44	要求水準書	34	第3	1	(10)	1)	工程計画	1)工期①準備期間0日間はPFI事業の特色を踏まえた設定という理解でよろしいでしょうか。	質問No.43の回答のとおりです。
45	要求水準書	35	第3	1	(10)	3)	工程計画おける特記事項	事業者に帰責理由がない場合の一時中止及び工期延伸に伴う経費等の増額協議は可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書	35	第3	1	(10)	5)	工程計画おける特記事項	「関連機関との協議により、工事の全体または一部において、工事着手が出来なくなった場合、工事の中止を通知することが出来る」とありますが、中止に伴う経費等の増額協議は可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.45の回答のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
47	要求水準書	38	第3	2	(1)	1)①c)	受入時間等	アスファルト舗装殻については再資源化施設が夜間受入不可、CO殻、切削殻については事前連絡必要と記載されていますが、夜間受入れが不可となった場合は仮置き等の土場代及び運搬等については設計変更という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
48	要求水準書	40	第3	3	(1)	1)②d)	建設発生土の搬出	「搬出場所については四国地方整備局の指示する場所に搬出するものとする」と記載されていますが、夜間の受入れは可能でしょうか。また、現地で使用できる重機等は配備されていますでしょうか。配備されていない場合は整地のため設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	搬出場所は未定のため、夜間の受入れや重機等の配備は想定していません。費用については、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
49	要求水準書	42	第3	3	(1)	1)③	基本事項	d) v) 費用について、「事業者負担とする」とありますが、遠隔臨場に関する費用は、「国土交通省 大臣官房技術調査課 建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)令和5年3月」において、技術管理費に積上げ計上することとなっています。事業者が負担する理由について、ご教授願います。	遠隔臨場にかかる費用については、当初見込んでいないため、見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上します。なお、費用については、技術管理費に積上げ計上します。
50	要求水準書	42	第3	3	(1)	1)③f)	工事現場発生品	「工事現場発生品は須崎市神田(R56 32k200)高知国道維持出張所資材置き場に運搬するものとする」と記載されていますが、夜間の受入れは可能でしょうか。	可能ですが、事前に高知国道維持出張所に確認が必要となります。
51	要求水準書	44	第3	3	(2)	2)①	適用	「下記材料は次表に示す製品のいずれかを使用するものとし、使用前に四国地方整備局に資料を提出しなければならない」と記載されていますが、起点接続柵及び低圧分岐柵については同等以上の品質のものであればレジンコンクリート製の製品を使用してもよろしいでしょうか。	可とします。
52	要求水準書	47	第3	3	(2)	2)⑧	再生コンクリート砂	「本工事に使用する再生コンクリート砂(Rs)は使用前に1購入先あたり1回1検体の六価クロム溶出試験を行うこととする」と記載されていますが、購入先が変わらなければ年度が変わった際でも試験の必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	要求水準書	48	第3	3	(1)	3)⑤	舗装復旧工	「開削箇所の舗装復旧工については、日々復旧を原則とする」と記載されていますが、照明基礎の根巻Co基礎の養生等やむを得ない場合については対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、必要に応じて地元調整の上、施工してください。
54	要求水準書	52	第3	3	(3)	1)①	事業者による完成検査	事業者による完成検査について、 b) 事業者による完成検査及び設備機器等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに四国地方整備局に書面で通知するものとする。 c) 事業者は、前項の報告終了後、完成(引渡)検査日の45日前までに四国地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。 と記載されていますが、c)の「前項の報告終了後」とは、b)の「完成検査及び設備機器等の試運転の実施」の通知を報告するものであり、事業者による「完成検査及び設備機器等の試運転の実施」結果を報告するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	59	第5	1	(1)	4)	一般事項	No.19の質問で、回答が上下水道・ガスなど移設対象施設が本事業に含まれるとなった場合、調整マネジメント業務には上下水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合の歩掛は公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	上下水道・ガスなどの移設及び近接施工については、現在想定していません。近接施工による立会が必要となった場合は、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
56	要求水準書	59	第5	1	(1)	-	一般事項	維持管理業務でもBIM/CIM活用を実施する場合の費用について、設計業務や工事業務と同様に実施計画書に基づいた見積書を提出し妥当性を確認したうえで設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
57	要求水準書	59	第5	1	(3)	-	業務実施体制	「各業務を総括する維持管理責任者を設置し、四国地方整備局に通知すること。」とありますが、必要な資格についてご教示願います。	特に資格等の定めはありませんが、業務従事者に必要な業務遂行能力を有する者とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
58	要求水準書	60	第5	1	(4)	2)	業務報告書	電線共同溝管理台帳の提出時期について、「業務開始後速やかに」とありますが、63項 4.台帳作成・管理業務(2)要求水準では入線完了後に入構状況を確認し、電線共同溝管理台帳の作成を行うこととなっています。「業務開始後速やかに」とは具体的な期間があればご教授願います。	入線までに台帳の作成をお願いします。また、入線後は管理台帳を更新してください。
59	要求水準書	60	第5	1	(4)	2)	業務報告書	「情報BOX台帳の修正」とありますが、情報BOX台帳の内容に変更がなければ対象外となるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	60	第5	1	(4)	2)	業務報告書	「敷地調査図の修正」とありますが、敷地調整図の内容に変更がなければ対象外となるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書	65	第5	5	(3)	1)	協議・調整	「事業者が行う管路利用の管理とは、入線事業者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務」には鍵の貸出しは含まれていない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書	65	第5	5	(3)	3)	抜柱完了時期	「施設完成の1年後を目途として占用企業に完了させること。」と記載されていますが、各電線管理者の設計期間、ケーブル入線工事、切替日の調整、抜柱工程を考えた時に、最低2年は必要と考えます。よって、抜柱完了時期の延長をご検討願います。	抜柱完了時期について、対応が困難な場合は四国地方整備局と協議してください。
63	要求水準書	67	別紙2	-	-	-	標準横断面図	道路の範囲は、歩道全面と電線共同溝整備に影響する車道範囲(概ね第一通行帯)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	67	別紙2	-	-	-	標準横断面図	歩道、車道は現況復旧との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、植樹帯については質問No.1の回答のとおりです。
65	要求水準書	67	別紙2	-	-	-	標準横断面図	道路高さの変更を伴う計画となる場合は、道路詳細設計として設計変更対象となる認識でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
66	様式集及び記載要領	-	-	-	様式7	-	委任状	委任状における構成企業の代表者は、四国地方整備局における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格要件の認定を受けている者でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	様式集及び記載要領	-	-	-	様式29-5	-	施設整備費と維持管理費の内訳	Ⅱ.工事費の項目として「電線共同溝費」と「舗装復旧費」の記載がありますが、舗装復旧費とは切削オーバーレイ工事という理解でよろしいでしょうか。また、舗装復旧費は電線共同溝費内には、含まれないのでしょうか。	工事費の細目はあくまでも例示的に記載したものであり、「(添付3)様式集および記載要領」の様式29-5の注意書きの7.に記載の通り、工事費については、適宜、提案内容に応じて項目を変更してください。
68	事業者が付す保険等	1 2	第1章	1 2	(3) (3)	-	付保条件	履行保証保険、土木工事保険の保険期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間(引渡前倒予定日)まで契約としてよろしいでしょうか。	質問No.2の回答のとおりです。
69	事業者が付す保険等	1 2	第1章	1 2	(3) (3)	-	付保条件	事業者や構成企業が毎年契約している、土木工事保険や第三者賠償責任保険があり、今回の付保条件を満たすと判断された場合は、既存の保険を利用することで、本PFI事業に特化した保険に加入する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。(なお、期間は担保できないので毎年契約書を提示することを前提としています)	SPCを設立しない場合は、ご理解のとおりです。
70	事業費の算定及び支払い方法	3	第2	3	(1)	②	基準金利	イ 基準金利の確定について、「～本施設の引渡予定日(令和12年3月31日)に確定することとし～」とありますが、引渡予定日での変更契約締結は困難だと思われます。東石井・天山地区PFI事業同様「～本施設の引渡日の2営業日前に確定すること～」に可能な限り前倒しで確定するよう見直しを検討願います。	ご意見を踏まえ、基準金利の確定日を本施設の引渡日の2営業日前とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
71	事業費の算定及び支払い方法	4	第2	3	(2)	-	維持管理費	施設の引渡日が前倒した場合は、整備期間を短縮した分だけ維持管理期間が延伸されるとの理解ですが、延伸した維持管理期間に事業者が負担した費用については、維持管理費として全23回の支払いに加算されるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.2の回答のとおりです。
72	事業費の算定及び支払い方法	4	第2	3	(2)	-	維持管理費	「維持管理費は、令和12年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全23回の支払とし」と記載がありますが、事業契約書(案)第7章/第77条/1項では、「令和15年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全20回、」と異なった記載がされていますが、どちらが正しいのかご教授願います。	「(添付6)事業費の算定及び支払い方法」の表記が正となります。
73	事業費の算定及び支払い方法	4	第2	3	(3)	-	その他費用	「その他費用は、令和12年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全23回の支払とし」と記載がありますが、事業契約書(案)第7章/第77条/1項では、「令和15年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全20回、」と異なった記載がされていますが、どちらが正しいのかご教授願います。	「(添付6)事業費の算定及び支払い方法」の表記が正となります。
74	事業費の算定及び支払い方法	5	第3	-	(2)	-	詳細設計業務完了時	「詳細設計業務の結果を踏まえた事業費の内訳を精査し、第3.(1)で算定した事業費の内訳を修正する」と記載されていますが、詳細設計完了後に変更契約を行う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	事業費の算定及び支払い方法	5	第3	-	(3)	-	事業費確定に係る資料の提出	「事業者は、事業費確定に係る資料を、本施設の引渡予定日の2年前までに、発注者に提出するものとする」と記載されていますが、本施設の引渡予定日がR12年3月31日になっていますが、その2年前のR10年3月31日までに提出が必要との理解でよろしいでしょうか。その場合、R10年3月31日以降に工程変更が生じた場合、変更協議対象にならないのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
76	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	数量総括表(工事業務)	P.1に仮設工 軽量鋼矢板(電線共同溝)が計上されていますが、施工箇所が不明のためご教示願います。	軽量鋼矢板については、詳細な位置が決定していないため、概算数量を計上しています。施工箇所については、基点接続柵やI型トラフ、管路部において構造物下越し部等の土被りが大きい場合を想定していますが、詳細な施工箇所については、詳細設計において決定してください。
77	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	数量総括表(工事業務)	P.1~2の交通誘導警備員の人数について所轄警察署及び周辺店舗との協議により配置人数が増加した場合は設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
78	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	数量総括表(工事業務)	P.5~7 管路工について、見積参考資料でも継手については記載がありませんが、設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
79	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	数量総括表(工事業務)	P.6 道路照明設備設置工について、管路等については図面等に記載がありませんが、管路の種類、条数等の配線計画は設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
80	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	数量総括表(工事業務)	P.7 連携設備に関する委託費について、見積参考資料で工事区分「電線共同溝」の内、連携設備に関する委託費を除く直接工事費の10%を計上していると記載されていますが、10%を超えた場合は設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
81	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	数量総括表(工事業務)	P.9 排水構造物工について路側配水管1号側溝が計上されていますが、図面に記載がありませんのでご教示願います。また、路側排水柵を設置する場合は設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	排水構造物工については、詳細な位置が決定していないため、概算数量を計上しています。路側排水柵を設置する場合は、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
82	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	数量総括表(工事業務)	P.10 縁石工について歩車道境界ブロック1号縁石が計上されていますが、図面に施工箇所に記載がありませんのでご教示願います。また、乗り入れ、切り下げを計上する際には設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	縁石工については、詳細な位置が決定していないため、概算数量を計上しています。乗り入れ、切り下げを計上する場合は、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
83	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	数量総括表(工事業務)	P.10 共通仮設費の建設機械運搬費について、現地に重機置場を確保出来ない場合、日々回送となりますが、その際は設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
84	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	数量総括表(工事業務)	P.11 事業損失防止施設費 家屋調査について見積参考資料にて調査内容を明示していただいておりますが、どの家屋がどの区分として計上されているのかご教示願います。	提示する資料としては見積参考資料(別紙)のみとなります。
85	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	数量総括表(工事業務)	P.11 事業損失防止施設費 騒音・振動調査費について、見積参考資料にて5地点を7回測定するように記載されていますが、具体的にどの地点を考えているのかご教示願います。	現時点で想定している具体的な箇所はありません。
86	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	平面図(その2)	管路線形を確認するとTS2特殊部(通信接続柵)にDS1供給・幹線管路が取りつくように記載されていますが、取付を実施するのでしょうか。また、TS2特殊部に取付かない管路もあるようですが、どの管路が該当するのでしょうか。	TS2特殊部は特殊部Ⅱ型(通信系)のため、平面図において取り付くように記載している管路はFA供給管路とTS1幹線管路となり、DS1供給・幹線管路は取り付きません。
87	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	平面図(その4)	TS8~9、9~10特殊部間の管路線形がすべて車道占用として記載されていますが、低圧分岐柵は車道に設置するのでしょうか。車道に設置するのであれば鉄蓋の耐荷重を変更する必要がある、設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	低圧分岐柵の配置が考慮できていないため、概算数量を計上していますが、現在、歩道部への配置検討を行っています。詳細設計において、変更が発生した場合は、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
88	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	平面図(その1~その7)	南側に対して北側の特殊部数が少なく、特殊部間の距離が長くなっています。ケーブル入線業者と協議の結果、特殊部数が増加するのは設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
89	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	-	杭基礎詳細図(その1)~(その2)	杭基礎詳細図ではストレート型の杭基礎となっていますが、既存の埋設物の状況で偏芯型の杭基礎となる場合は設計変更の対象という理解で宜しいでしょうか。また、根巻コンクリート及び作業土工の寸法が図示されておられませんのでご教示願います。	基礎構造は概略検討図であるため、詳細設計において、個々の杭規格・形状の設定及び構造計算を行ってください。
90	見積参考資料	-	-	-	-	-	歩掛参考資料(試掘調査)	歩掛参考資料(試掘調査)で、試掘調査費/外業(内業)/数量20箇所となっていますが、詳細設計時に試掘が必要だと判断した場合は、数量の変更は可能との理解でよろしいでしょうか。また、変更契約対象との理解でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
91	見積参考資料	-	-	-	-	-	歩掛参考資料(工事業務)	歩掛参考資料(工事業務)で、試掘調査費/外業/数量100箇所となっていますが、可能な限り詳細設計業務で実施することは可能でしょうか。	可とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
92	見積参考資料	-	-	-	-	-	歩掛参考資料(工事業務)	車道部及び歩道部の舗装復旧については、下記の施工手順で実施するとの理解でよろしいでしょうか。 [車道部] ①仮復旧時は、仮路盤及び仮アスファルト舗装(堀山部分) ②本復旧時は、仮路盤撤去、本復旧路盤及びアスファルト本復旧(堀山部分) ③切削オーバーレイ(一車線分) [歩道部] ①仮復旧時は、本復路路盤及び仮アスファルト舗装(堀山部分) ②アスファルト本復旧の打ち替えによる本舗装(全幅)	ご理解のとおりです。
93	見積参考資料	-	-	3	-	-	見積参考資料(別紙)	道路施設基本データ作成費について、「1工事当たり技術員1.75人日/工事(週休2日補正(労務費)の対象外)」と記載がありますが、本PFI事業でも1工事として計上されるのでしょうか。本PFI事業の場合、データ作成対象となる道路施設が多い為(例:道路照明、道路標識、共同溝等)、実態に合わせて設計変更の対象とするようご検討願います。	本工事においても1工事として計上しており、設計変更の対象とはしていません。
94	見積参考資料	-	-	5	(1)	-	見積参考資料(別紙)	支障物移設工の費用計上について「工事数量総括表に示す工事区分「電線共同溝」の内、道路照明設備工・連携設備に関する委託費・支障物移設工を除く直接工事費の20%を計上している」とありますが、実際に支障物移設工が発生した場合は、費用については設計変更の対象とするようご検討願います。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
95	見積参考資料	-	-	5	(2)	-	見積参考資料(別紙)	支障物移設工及び連携設備に関する委託費に関して見積参考資料では直接工事費内に含まれていますが、各経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費など)は対象になりますでしょうか。	各経費の対象としません。
96	見積参考資料	-	-	-	-	-	見積参考資料(特別調査(臨時調査))	特別調査(臨時調査)材料の「プレキャストボックス特殊部A-7マンホール(車道用)」「プレキャストボックス特殊部A-5マンホール(車道用)」について、備考欄に「妻壁の管路数は考慮しない」と記載がありますが、詳細設計完了後の管路条数によってダクトスリーブ取付費用は変更対象との理解でよろしいでしょうか。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
97	見積参考資料	-	-	1	2)	-	特殊部マンホール点検	歩掛見積について、1回当たりの見積依頼となっておりますが、1回当たりの特殊部点検個数は27個(A-5MH:16個、A-7MH:10個、基点接続柵:1個)の理解でよろしいでしょうか。また、維持管理開始前に特殊部の個数に変更があった場合は、変更契約対象の理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
98	見積参考資料	-	-	1	2)	-	特殊部マンホール点検	点検回数について「維持管理業務開始後5年目の年度を初回とし、5年に1回、合計4回を想定している。」と記載されていますが、維持管理業務期間が23年間(R35年3月末)の為、最終年度については、現地徒歩点検のみを実施して引渡しの理解でよろしいでしょうか(点検年:R16年、R21年、R26年、R31年)	ご理解のとおりです。
99	見積参考資料	-	-	-	-	-	工事業務 試掘調査 日当たり施工量の補正	事務連絡(国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 平成23年3月31日 http://www.mlit.go.jp/common/000139689.pdf)によりますと、道路修繕工事、電線共同溝工事及び道路維持工事で、特定工種の日当たり作業量の補正の試行を行うとされておりますが、今回の事業は本試行を適用しているのでしょうか。	適用していません。
100	実施方針	1	第1	1	(2)	-	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	既に敷設されている情報ボックスは、「道路付属物(道路照明、道路標識等)」に含まれており、詳細設計により移設が必要となった場合は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
101	実施方針	4	第1	1	(9)	①	整備業務に係る対価	「国への所有権移転後、令和12年度から令和34年度までの間、事業契約書に定める額を割賦により支払う」とありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒した場合は、事業期間を前倒するようご検討をお願い致します。	工期短縮の提案を求めないこととしました。
102	実施方針	4	第1	1	(9)	①	整備業務に係る対価	「国への所有権移転後、令和12年度から令和34年度までの間、事業契約書に定める額を割賦により支払う」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同期間(6年)を要望します。6年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせるためです。	「(添付6)事業費の算定及び支払い方法」の第2. 事業費の算定及び支払方法のとおりとします。
103	実施方針	22	第6	2	(1)	-	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	四国地方整備局が賠償請求される(2)②の方には、「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、四国地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」とありますが、(1)③では「四国地方整備局は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる」とあります。四国地方整備局が賠償請求する(1)③にも、「協議して定めるものとする」と記載するよう検討をお願いします。	事業者の責めに帰すべき事由による契約解除においては、原則として協議を想定していません。 なお、具体的には、「(添付1)事業契約書(案)」の第78条、第82条、第85条を参照ください。
104	実施方針	32	別紙5	-	番号5, 6	-	リスク分担表	「事業契約締結後、特定の時期(施設の完成引渡日以前)に金利を入札時のものから改訂し、確定することを予定している」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。23年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者に損得が発生する可能性があります。金利の適正支払いのために、維持管理期間の途中段階でも大幅な金利変動があった場合は、金利の見直しを行うようご検討をお願い致します。	リスク分担表に記載のとおり、事業者の負担とします。 本事業は、事業者の資金調達方法について国は関与せず、事業者は自らの判断で資金調達していただくことを想定した事業スキームです。よって、当該リスクは事業者が負担するものとしています。
105	実施方針	32	別紙5	-	番号5, 6	-	リスク分担表	他の電線共同溝PFI事業における基準金利は、国債金利を採用していますが、事業者がSPCを設立し資金調達した場合、利率が2~3倍程度と大きく乖離しております。基準金利を、民間金融機関で採用されている一般的な金利として頂くようご検討をお願い致します。	必要な場合、利ざや(スプレッド)提案にて対応してください。
106	実施方針	32	別紙5	-	番号8	-	リスク分担表	消費税又は地方消費税の税率変更による増額費用について、増加費用の算出基準などあればご教示願います。	国の支払時期において適用される税率により、消費税及び地方消費税相当分を加えて支払います。
107	実施方針	32	別紙5	-	番号11	-	リスク分担表	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるようにすべきではないでしょうか。	「(添付1)事業契約書(案)」の第87条のとおりとします。
108	実施方針	32	別紙5	-	番号12	-	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象としていただけないでしょうか。	「(添付1)事業契約書(案)」の第37条のとおりとします。
109	実施方針	33	別紙5	-	番号16	-	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(遡及されない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	実施方針	33	別紙5	-	番号20, 21	-	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	周辺住民への事業説明は未実施です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
111	実施方針	33	別紙5	-	番号 21	-	リスク分担表	「施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効力的な住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするよう願います。	「(添付1)事業契約書(案)」の第49条のとおりとします。
112	実施方針	34	別紙5	-	番号 26	-	リスク分担表	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	実施方針	35	別紙5	-	番号 42	-	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引渡しは想定していません。
114	実施方針	35	別紙5	-	番号 44	-	リスク分担表	物価上昇のリスクについて、維持管理段階(番号55)では事業者負担は「△」ですが、整備・引渡し段階(番号44)では「○」となっている理由についてご教示願います。	「(添付6)事業費の算定及び支払い方法」の第4. 事業費の改定のとおりとします。
115	実施方針	35	別紙5	-	番号 44	-	リスク分担表	物価上昇リスクについて、事業者負担に「○」が記載されておりますが、特殊な要因又は予期することのできない特別な事情については、事業者でコントロールすることができないため、事業者負担の記載を「△」に変更願います。	質問No.114の回答のとおりです。
116	実施方針	36	別紙5	-	番号 60	-	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	「(添付1)事業契約書(案)」の別紙6 不可抗力による費用負担のとおりとします。
117	実施方針	36	別紙5	-	番号 60	-	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除願います。	質問No.116の回答のとおりです。
118	実施方針	36	別紙5	-	番号 61	-	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	「(添付1)事業契約書(案)」の第37条のとおりとします。
119	実施方針	36	別紙5	-	番号 61	-	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除願います。	質問No.118の回答のとおりです。